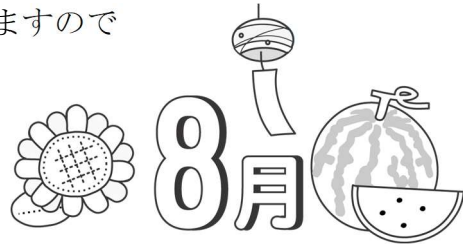


# 医療相談室だより

令和6年 8月 (No. 389)

令和6年 8月1日発行

今月より送迎バスの車両が変更となっています。  
当院のホームページに車両の写真が載っておりますので  
是非ご確認ください。



## 各種医療証の提示について

事務連絡でもお知らせしておりますが、各種医療証には有効期限があります。  
有効期限の前月に、新しい医療証が郵送されます。新しい医療証がお手元に届  
きましたら、速やかに当院医事課までコピーの郵送か、窓口までお持ち下さい。

\*8月更新のもの（有効期限が7月31日まで）

- ・後期高齢者医療被保険証
- ・後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・国民（社会）健康保険高齢受給者証
- ・国民（社会）健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証

\*9月更新のもの（有効期限が8月31日まで）

- ・**障** 受給者証：心身障害者医療費助成制度（マル障）

ただし、精神障害者保健福祉手帳による受給者の方は、マル障の有効期限が前  
後する場合がございますので、お手持ちの受給者証の有効期限をご確認ください。

\*1月更新のもの（有効期限が12月31日まで）

- ・**親** 医療証：ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）

\*有効期間開始日の1年後の日の月末

- ・特定医療費（指定難病）受給者証

受付期間が受給者証の有効期限により異なります。ご確認ください。

- ・**都** 医療券

有効期限が申請日によって異なるため、都からの更新のお知らせが届いていな  
いか今一度確認をお願いします。

更新に伴って詳細な検査が必要な場合や、医師の出勤の都合により診断書作成  
にお時間を頂く可能性があります。診断書のご依頼はお早めにお問い合わせ下さい。

更新日の前日までに新しい各種医療証が届かない方は、各担当窓口へお問い合  
わせください。

## 入院形態のしくみ



前号では、精神保健福祉法についてお伝えさせていただきました。今回は精神科の入院形態「任意入院」、  
「医療保護入院」、「措置入院」、「応急入院」についてお伝えします。

入院形態を大きく分けると「本人の意思での入院」（自発的入院）か、そうでないか（非自発的入院）  
に分けられます。

【任意入院】精神障害者本人の同意による入院です。入院者本人が治療の必要性を理解し入院の同意を  
示すことが出来る場合は任意入院となります。「精神科病院の管理者は、精神障害者を入院  
させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない  
。」と精神保健福祉法に明記されております。

【医療保護入院】精神障害者の家族等の同意による入院です。入院者本人が入院に同意していないが治  
療が必要な場合、精神保健指定医の診断のもと、ご家族等に入院の同意をして頂くこ  
とがあります。

【措置入院】都道府県知事の権限による入院です。病状により自傷他害のおそれがある場合に精神保健  
指定医2名以上の診察で入院の必要性があると診断され入院となります。

【応急入院】ご家族等のいらっしゃる方で入院し治療を行う必要性はあるが、ご家族等が遠方である、  
電話が繋がらないなどにより家族等の同意を得ることができない場合において、72時間に  
限り入院を行うことができます。

どのような入院形態となるかは入院時に医師が診察を行った上で入院形態が決定します。患者様の  
ご容態に変化がある場合は入院形態を変更させて頂く場合がございます。その場合はご家族様にご連  
絡した上で対応させていただきます。ご不明点等ございましたら担当相談員までご相談ください。

次号でも精神保健福祉法について説明させていただきます。

## 相談室より



ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。  
事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。職員が  
夏休み休暇をいただく場合がありますのでご相談がある場合は  
早めにご連絡下さい

また、当番者の出勤がある土曜日もあります。  
ご用のある方は事前に、ご連絡いただくよう、よろしくお願  
いいたします。

東京都八王子市美山町1076  
医療法人社団 光生会 平川病院  
院長 平川 淳一  
電話 042(651)3131

医療相談科  
荻生 下山 木村 市川佳奈  
菊谷 市川浩之 天野

8月4日 下山  
8月17日 木村 市川佳奈  
菊谷 市川浩之 天野  
8月31日 木村

病院ホームページも  
ご覧ください

